

## 丹波篠山市立丹波旬の市の指定管理候補者の選定について

丹波篠山市立丹波旬の市の指定管理候補者について、下記のとおり選定しましたのでお知らせします。

今後、地方自治法の規定に基づき丹波篠山市議会での議決を得て、市長が指定する予定です。

### 記

#### 1 選定した指定管理候補者

所在地 : 丹波篠山市吹新1 1 7 番地 4  
指定管理候補者名 : 丹波旬の市販売協議会  
代表者名 : 会長 雪岡 健一

#### 2 指定管理期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

#### 3 提案指定管理料

1, 0 1 3, 0 0 0 円／年

#### 4 指定管理候補者の選定

丹波篠山市立丹波旬の市に係る申請書類及び提案内容を総合的に審査し、丹波旬の市販売協議会を指定管理候補者として選定した。

#### 5 特定指定する理由

丹波篠山市立丹波旬の市は、平成10年に農業者の生産意欲向上と都市と農村の交流促進を目的に設置された直売施設である。

地元農業者で構成する丹波旬の市販売協議会が運営し、旬の農産物を安定的に提供する直売所として高い評価を得ています。同協議会は市内農業者との連携を図りつつ、施設の特性にも精通しており、日常清掃、軽微な修繕、防犯などの管理を継続して行うことで、来館者にとって快適な環境を維持してきた。

これらの実績から、適正な施設管理と安定した経営が確保されており、引き続き効率的な運営が期待できる。このため、丹波篠山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第4号の規定に基づき、同協議会を指

定管理候補者として特定指定することが適切と判断する。